

NPO朝日訴訟の会

〒700-0054 岡山市下伊福西町1-53 (岡山県社保協内) tel(086)255-1140

特定非営利活動法人朝日訴訟の会を設立

朝日茂さんの遺志を受け継ぎ、生存権保障を

ニュース第1号

2006.3.5

目次:

朝日訴訟の会を設立	1
「第2の朝日訴訟」の時代にNPO設立	1
設立総会での朝日健二さんのご挨拶	2
設立総会での三吉尚子さんのご挨拶	2
設立総会での新井章弁護士講演要旨	3
朝日訴訟の会で選出された役員一覧	4
総会で確認されたアピールの全文、他	4

昨年準備が進められてきた特定非営利活動法人朝日訴訟の会の設立総会が2月11日に開催され、いよいよ本格的な活動をはじめました。

特定非営利活動法人朝日訴訟の会は、朝日訴訟の精神を引き継ぎ、散逸しつつある全国の貴重な資料、そして朝日さんが病床にありながら書きつづった1万通をこえる書簡などを収集、整理、保存して多くの国民に朝日さんの遺志を語り伝えることで、社会保障拡充の運動に寄与しようと設立されたもの。また、憲法で保障された生存権に関する政策提言も行い、生存権が保障される社会・地域づくりをもめざしていきます。

設立総会には、訴訟を受け継いだ養子の朝日健二夫妻をはじめ、朝日訴訟の弁護士だった新井章氏、さらに訴訟にかかわった当時の支援者や朝日訴訟を学ぼうという若者ら160人が参加し、「会」の設立を確認した後、「朝日さんの遺志を語り伝え、憲



朝日訴訟の会設立総会で訴える朝日健二・君子夫妻

法25条が保障した生存権を、いま一度、国民の手に取り戻そう」とのアピールを採択しました。

朝日訴訟の会では、今後、ホームページを立ち上げ、資料のデータベース化なども行いながら、誰でも「朝日訴訟」について生の資料を閲覧でき、研究できるようにしていきます。当時の資料や朝日茂さんの手紙などをお持ちの方は、ぜひ、朝日訴訟の会にお送りください。

160人の総会参加者全員で「設立」を確認

「第2の朝日訴訟」の時代にNPO設立



アピールを読むのは、朝日さんが療養していた国立南岡山病院の看護師・藤内さん

設立総会には160人が参加。冒頭、岩間一雄県社保協会長が設立準備会を代表して「小泉構造改革の下で生存権が脅かされ、いま全国で多数の訴訟が起きてきている。まさに現代は第2の朝日訴訟の時代だ。高度成長時代の国富の分配・所得再配分の時代から、いまや政府は弱肉強食・新自由主義の社会へ日本を作りかえようとしている。今こそ朝日訴訟の原点が問い直されなければならない時代だ。こうした時に、県患者同盟の三吉さんから「一粒の

麦」とならん、ということで土地や建物の遺贈の申し出があった。これを契機にNPOを立ち上げることが本格的な議論になり、今日の設立を迎えた。今後、困難な過程が予想されるが、次のステージへと展開させる決意だ」と開会あいさつがのべられました。ついで来賓として小川政亮先生(日本社会事業大学名誉教授)、中央社保協の山田事務局長から激励のあいさつが、そして訴訟を継承した養子の朝日健二・君子夫妻、土地を遺贈してくださった三吉尚子さんからそれぞれ挨拶をいただいた後、準備会の川谷事務局長から定款や予算案、役員などが提案され、参加者全員の拍手で朝日訴訟の会の設立が確認されました。

養父は万年筆で、私は鉄のわらじを履いて訴え続ける、と

朝日健二さんのごあいさつ



私たちが死ぬまでたたかわないと、とあらためて決意を述べる朝日健二・君子夫妻

わたしの養父が生活保護費の打ち切りに怒り、県知事に対して不服審査請求を起こしてから今年でちょうど50年になります。また、3日後の2月14日は養父の43回忌です。

わたし達夫婦が朝日茂の養子となって、朝日訴訟を継続することになったとき、(朝日茂さん愛用の万年筆をかざしながら)「養父はこの万年筆で1万通の手紙を書きながら訴えた。わたし達は鉄のわらじを履いて全国を訴えてまわる」と決意表明しました。それからというもの、暮らしは苦しくても、雨の日も風の日も全国を歩き、支援のお願いに回りました。

今日、こうして朝日訴訟の地元である岡山の皆さんの手によって、「朝日訴訟の会」が立ち上げられました。わたしは70才になり、古希を迎えますが、もう一度、いや、死ぬまでたたかわないと、という気になりました。困難な状況の中でのたたかいこそ、明るい未来が見えてくるのだと思います。どうか、養父の遺志を受け継いでくださり、社会保障の拡充のために力を発揮してください。

朝日健二・君子夫妻から、NPO朝日訴訟の会に基金として100万円が寄付されました。ありがとうございます。

土地を遺贈—朝日訴訟の役にたてて幸せ

三吉尚子さんのごあいさつ



三吉尚子さんから、現在お住まいの土地と建物を遺贈する、とのこと挨拶をいただきました。

県患者同盟の事務局長になって、しばらくしてから国立岡山療養所(当時)のなかにあった県患者同盟の事務所・寮和会が取りつぶされることになったとき、そこに保管してあった朝日訴訟関係の資料をどうしようということになったのです。幸い県社保協に引き取ってもらい、大切な歴史的な資料が捨てられずにすみました。

わたしの夫も中央で朝日訴訟対策委員会のメンバーでしたので、夫が亡くなり、私一人になってからは、今すんでいる土地や

建物をなんとか朝日訴訟のために役立てられないだろうか、と考えて遺贈することに決めました。

なかなか遺言状を書かずに、事務局には心配をかけたのですが、今日こうやって無事に(遺言状を)渡すことができてほっとしています。まだ、わたしが死んでからの事ですので(笑い)、いつのことになるのかわかりませんが、とにかく、こうして朝日訴訟の役にたてることができていることに幸せに思っています。

すでに多くの方から資料の提供をうけています。ご紹介します。

田外幸恵さん(06.2.6)

- ①朝日さんのハガキ、手紙類 ②「明日の社会保障」(生活保護行政訴訟対策委員会)

小島貞夫さんより(06.2.7)

- ①「都患同盟 風雪50年の歩み」(東京都患者同盟) ②都患ニュース、他 ③朝日さんの手紙(写し2通)

小川政亮さんより(02.2.10)

- ①朝日さんの手紙 ②朝日訴訟 人間裁判10年のたたかい ③判決をひかえて朝日訴訟のその後 ④もやせもやせ 朝日訴訟の経過と意義 ⑤スライド はじめ12点

富田正勝さんより(06.2.10)

- ①ビデオ「朝日訴訟現地公判

当時の支援者から送られてきた朝日茂さんの手紙やはがき。朝日茂さんがオルグ先の高松市から現況を伝えてきています。

権利は闘ってのみ勝ち取れる - 朝日訴訟の意義

朝日訴訟は、1957年から67年までの10年間にわたって取り組まれた生活保護打ち切り処分取り消し請求の行政訴訟です。

津山の社会福祉事務所は、当時、国立岡山療養所に入院していた生活保護患者の朝日茂さんのお兄さんを捜し出し、1500円の仕送りをするよう説得しました。お兄さんは自らの生活も苦しかったのですが、実弟のためにと1500円の仕送りを始めました。ところが、福祉事務所は「1500円のうち600円は手元においてよいが、そのかわりこれまでの生活扶助の日用品費は打ち切る。なお、残りの900円は医療扶助の自己負担金として国庫に納入せよ」と言ってきたのです。結局お兄さんが仕送りをしてくれるようになって、朝日さんにとっては

1円のプラスにもならないのです。これに朝日さんは怒り、訴訟に訴えました。

しかし、なまじな怒りで裁判はたたかえるものではありません。そこには、肉親の情を踏みにじった福祉事務所の非情に対する怒りと共に、福祉事務所がとった措置が憲法25条に違反するという朝日さんの強い人権意識があったのです。

朝日訴訟は、第1審で勝ちましたが、第2審では負けました。そして最高裁までいきましたが、朝日さんの死によって「訴訟は終了した」と宣言され、裁判は打ち切られてしまいました。しかし、私たちは朝日訴訟は負けされたとは思っていません。朝日訴訟をたたかったことの成果は大きく残りました。



当時のエピソードを交えながら朝日訴訟の現代的意義を話す新井弁護士

起こるべくして起きた朝日訴訟

朝日訴訟は、当時の情勢をみれば「起こるべくして起こった」訴訟だといえます。

1954年、当時の吉田内閣は社会保障予算の大幅な削減計画を内示し、しかも54年から57年まで生活保護基準を全く引き上げずに来ました。その一方で、50年には警察予備隊が創設され、54年に自衛隊が発足しました。再軍備計画の必要性から社会保障費は切り捨てられていき、ボーダーライン層は1千万人にも達しました。「大砲かバターか」という言葉がありますが、まさに当時、政府は「バターよりも大砲」を優先

させたのです。朝日さんのたたかいは、これに反対し軍事費を削減して、社会保障を充実せよと求めたのでした。

裁判を起こす、ということになって朝日さん達は一生懸命に弁護士を探したようです。その努力は困難を極めたようですが、いろんな経過をたどって、ようやく私や渡辺弁護士のところに持ち込まれました。ある学者は「日の当たる弁護士でなく、“谷間”の弁護士事務所に持ち込まれたのか」とからかっていましたが、



新井弁護士の講演に160人の参加者は聞き入りました

現憲法があってこそその闘い

自民党の当時の政策月報に「10年間暗雲に頭を押さえつけられ続いていた感じを払い切れなかった」と書かれているように、朝日訴訟は政府・与党に緊張感を与え続けてきました。

この朝日訴訟の10年間を振り返って今日の意義はどこにあるのかといえば、それは①「権利は闘ってのみ勝ち取れる」ということにあります。また、②問題の本質を見抜き、個人的な利益のみのために闘うので

はないこと、これが運動の飛躍につながるのだ、ということです。そして最後に、③裁判闘争には限界がありますが、その限界をもってしても朝日訴訟のような大きな成果を得ることができる、それは、憲法25条があつてのことだ、ということです。今の平和・人権憲法があればこそその成果でした。現憲法を守ることの意味がそこにもあるということを強調して、結びの言葉といたします。

なお、この新井章弁護士の講演要旨は、当日のレジメをもとに事務局の責任で掲載したものです。全文は、「朝日訴訟の会」(会報・第1号)で掲載の予定です。しばらくお待ち下さい。

朝日訴訟の会〈役員〉

役職	氏名	備考
会長	岩間一雄	県社保協会長
副会長	松岡健一	ソフニエ看護学校長
	浪尾淑子	岡山医療生協理事長
	杉山信義	倉敷医療生協理事長
	林 英樹	林財団理事長
理事	朝日健二	医療福祉総合研究所主任研究員
	三吉尚子	県患者同盟事務局長
	水落 理	医師
	富田正勝	岡山市在住
	石岡克美	県人権連議長
	赤坂てる子	県議
	石田正也	弁護士
	菅木一成	高校教諭
	村上幸江	津山市在住
	須増伸子	早鳥町議
	平井昭夫	みんなの会事務局長
	栗本泰治	元県議
監事	妹尾幸敏	県労会議議長
事務局長	川谷宗夫	県社保協事務局長

本日、私たちは特定非営利活動法人 朝日訴訟の会を設立しました。
今から半世紀前、病床にあった生活保護患者・朝日茂さんは、お兄さんからのせつかくの仕送り1500円に対して、900円を国庫に納めよ、という一通の知らせに怒りを覚え、国を相手取って行政訴訟を起こしました。

この訴訟は、「人が人たるに値する生活を勝ち取る」という意味で「人間裁判」と呼ばれました。第1審で画期的な勝利をえて、その後の生活保護基準の大幅な引き上げを実現し、憲法25条を絵に描いた餅にはしてはならない、と生存権意識を国民のなかに定着させ、日本の社会保障運動の原点となりました。

ところが、最近の社会保障をめぐる動きはどうでしょう。競争と格差社会のもとで、社会保障は後退に後退を重ね、朝日訴訟以前にまで引き戻すかと思われる企てさえ現れています。

こうしたとき、私たちは、あの朝日訴訟の精神に立ち返る必要があると考えました。そして、朝日訴訟の精神を引き継ぎ、若い世代に語り伝えること、これこそが、いま私たちが果たさなければならない課題だと考え、ここに特定非営利活動朝日訴訟の会を設立しました。

朝日訴訟の会は、散逸しつつある全国の貴重な資料、そして朝日茂さんが病床にありながら書きつづった約1万通の書簡などを収集、整理、保存して、多くの方に朝日茂さんの遺志を語り伝えることで憲法25条が保障した生存権を今一度、国民の手に取り戻すことができる、と考えています。

朝日訴訟から半世紀を経た今、第2の「朝日訴訟」が起こされようとしているとき、そして憲法がその根底から踏みこたれようとしているとき、私たち朝日訴訟の会が、多くの国民に希望を与える運動の契機となれば、これほど、朝日茂さんの遺志に応えることはないでしょう。今日、設立総会に参加した一人ひとりが語り部となって「朝日訴訟」を語り、一人でも多くの人に、朝日訴訟の精神を伝え、社会保障拡充の運動の輪を上げましょう。

2006年2月11日

特定非営利活動法人朝日訴訟の会設立総会

会員増やしにご協力ください

昨年準備をすすめてきたNPO朝日訴訟の会には、当日、会場で申し込みされた方々を含めて、2月24日までに正会員93人（個人）・13団体、賛助会員90人（個人）・4団体が加入をいただきました。NPOの運営はすべて会員の会費でまかなわれます。一人でも多くの方に加入していただくことが必要です。回りの方に呼びかけてください。なお、事務局には加入呼びかけのリーフや申し込み用紙があります。ご連絡いただければ送付いたします。

また、朝日訴訟記念事業実行委員会が発刊した朝日茂さんの手記「人間裁判」（大月書店）や映画「人間裁判」のビデオも在庫がありますので、普及にご協力ください。



手記「人間裁判」（1500円）や映画「人間裁判」（ビデオ・5000円）のご注文は、NPO朝日訴訟の会まで。
(TEL086-255-1140 FAX086-255-8060)

朝日さんの遺品や書簡類、朝日訴訟の資料などお持ちの方は、NPO朝日訴訟の会へどうかお譲り下さい。

ただいま(2/24現在)、正会員93人、13団体、賛助会員90人、4団体です。

発行

〒700-0054
特定非営利活動法人
朝日訴訟の会
岡山市下伊福西町1-53
電話 086 (255) 1140
Fax 086 (255) 8060

特定非営利活動法人朝日訴訟の会

正会員（総会で議決権あり）個人3,600円/年、団体1口1万円/年
賛助会員（議決権なし）個人1,000円/年、団体1口5,000円/年